

入札参加資格審査申請書変更届について

1. 入札参加資格審査申請書提出後、申請書の記載事項に変更があった場合は、「入札参加資格審査申請書変更届」（以下、変更届）を速やかに提出してください。
2. 変更届は、「建設工事」「測量等」「物品製造等」の種別毎に提出してください。
3. 電子入札システムにおいて利用者登録をされている受任者を変更する場合は、別途ICカードの変更登録が必要です。
4. 届出が必要な事項と添付種類については一覧表を参考にしてください。なお、「写しでも可」としている書類については、文字・印影の鮮明なものとしてください。
「役員等一覧表」には、権限を委任されている支店等の代表者（受任者）も記載ください。
5. 提出は、郵送によるものとしてください。
6. 変更等の届出が必要な場合
 - （1）申請者又は競争に参加する資格があると認定された方が次に該当し、認定（一部を含む）を取り下げる場合
 - ①死亡したとき
 - ②法人が合併により消滅したとき
 - ③法人が破産により消滅したとき
 - ④法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき
 - ⑤廃業したとき（一部廃業も含む。）
 - ⑥建設業法第3条の規定による許可の全部又は一部を受けていない者になったとき（建設工事に限る）
 - ⑦その他の事由により認定を取り下げる場合
 - （2）有資格業者が次の事項を変更したとき
有資格業者が下表に掲げる事項等について変更があった場合については、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届」にそれぞれ必要な書類を添付して武雄市に提出して下さい。

《建設工事の場合》

	変更事項	添付書類
法人	本店（建設業許可上の主たる営業所）住所	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）又は証明書で確認できない場合は建設業許可関係の変更届出書
	商号又は名称	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）
	本店代表者の氏名及び役職	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）又は証明書で確認できない場合は建設業許可関係の変更届出書 委任状（該当者のみ） 誓約書 役員等一覧表
	本店電話番号及びFAX番号	なし
	本店メールアドレス	なし
	本店の建設業許可工事種別（※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。）、許可の区分又は建設業許可番号（※建設業許可の更新による年度の変更のみの場合は変更届の提出は不要）	本店の建設業許可工事種別を証明するもの （※建設業許可関係の変更届出書の写し等）
	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	写しでも可
	営業所の名称、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号	【名称、住所、建設業許可工事種別を変更した場合】 営業所の建設業許可工事種別を証明するもの （※建設業許可関係の変更届出書の写し等）
	受任者など	委任状 誓約書 役員等一覧表
	営業所の新設（※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。）	営業所の建設業許可工事種別を証明するもの （※建設業許可関係の変更届出書の写し等） 営業所所在地等報告書【市内業者の方のみ】
	営業所の閉鎖	なし
	業態調書の記載内容（資本的関係・人的関係に関する事項）	業態調書
	資本金	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）
個人	住所	住民票の写し（写しでも可）
	氏名	戸籍謄本（又は抄本）（写しでも可）
	電話番号及びFAX番号	なし
	メールアドレス	なし
	建設業許可工事種別（※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。）、許可の区分又は建設業許可番号	建設業許可工事種別を証明するもの （※建設業許可関係の変更届出書の写し等）
	業態調書の記載内容（資本関係、役員の兼任に関する事項）	業態調書
JV	代表会社の代表者名、住所、商号又は名称	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）
	代表会社の電話番号及びFAX番号	なし
	各構成員の業態調書（資本関係、役員の兼任に関する事項）	業態調書
共通	実印	印鑑（登録）証明書
	使用印鑑	なし

《測量・建設コンサルタント等業務の場合》

	変更事項	添付書類
法人	本店住所	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）
	商号又は名称	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）
	本店代表者の氏名及び役職	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可） 委任状（該当事者のみ） 誓約書 役員等一覧表
	本店電話番号及びFAX番号	なし
	本店メールアドレス	なし
	登録状況（希望の追加・削除を含む。ただし、許可の更新による年度の変更のみの場合は変更届の提出は不要）	登録等の証明書（写しでも可）
	営業所の名称、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号	【名称、住所を変更した場合】 営業所の名称、住所等を確認できるもの （登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、登録等の変更届等、法人設立（異動）届等の申請書等）（写しでも可）など、いずれかひとつ）
	受任者など	委任状 誓約書 役員等一覧表
	営業所の新設	営業所の名称、住所等を確認できるもの （登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、登録等の変更届等、法人設立（異動）届等の申請書等）（写しでも可）など、いずれかひとつ） 市内営業所における職員状況表【市内業者の方のみ】 営業所所在地等報告書【市内業者の方のみ】
	営業所の閉鎖	なし
業態調書の記載内容（資本的関係・人的関係に関する事項）	業態調書	
資本金	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）	
個人	住所	住民票の写し（写しでも可）
	氏名	戸籍謄本（又は抄本）（写しでも可）
	電話番号及びFAX番号	なし
	登録の状況	登録等の証明書（写しでも可）
	業態調書の記載内容（資本関係、役員の兼任に関する事項）	業態調書
共通	実印	印鑑（登録）証明書
	使用印鑑	なし

《物品製造・役務の提供等の場合》

	変更事項	添付書類
	本店住所	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）
法人	商号又は名称	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）
	本店代表者の氏名及び役職	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可） 委任状（該当事のみ） 誓約書 役員等一覧表
	本店電話番号及びFAX番号	なし
	本店メールアドレス	なし
	登録の状況	登録等の証明書（写しでも可）
	営業所の名称、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号	【名称、住所を変更した場合】 営業所の名称、住所等を確認できるもの （登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、登録等の変更届等、法人設立（異動）届等の申請書等）（写しでも可）など、いずれかひとつ）
	受任者など	委任状 誓約書 役員等一覧表
	営業所の新設	営業所の名称、住所等を確認できるもの （登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、登録等の変更届等、法人設立（異動）届等の申請書等）（写しでも可）など、いずれかひとつ） 市内営業所における職員状況表【市内業者の方のみ】 営業所所在地等報告書【市内業者の方のみ】
	営業所の閉鎖	なし
	業態調書の記載内容（資本的関係・人的関係に関する事項）	業態調書
	資本金	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写しでも可）
個人	住所	住民票の写し（写しでも可）
	氏名	戸籍謄本（又は抄本）（写しでも可）
	電話番号及びFAX番号	なし
	登録の状況	登録等の証明書（写しでも可）
	業態調書の記載内容（資本関係、役員の兼任に関する事項）	資本的関係・人的関係に関する届出書
共通	実印	印鑑（登録）証明書
	使用印鑑	なし

※添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、添付書類等提出日から3ヶ月前までのものを有効とします。

※行政書士が本書類を作成した場合は、欄外の余白に記名押印等をしてください。

※受付表が必要な場合は、受付表及び返信用封筒（宛名記入、切手貼付をすること。）を同封してください。宛名には「御中」又は「様」を記入してください。